

長寿(後期高齢者)医療制度に関するお知らせ

▼後期高齢者医療被保険者証発送のご案内

長寿医療制度の被保険者証が8月1日から一斉更新されますので、新しい被保険者証は、7月下旬に送付を予定しています。

なお、他県において広域連合および市町村職員を装い、被保険者証を搾取するという事例があったとの情報が寄せられています。

その内容は、「被保険者証の更新時期になりましたので、古い被保険者証を回収に来ました。新しい被保険者証は後日郵送します」と説明し、被保険者証を渡すように指示したものです。

- ・広域連合および市町村職員が被保険者証を直接回収しに行くことはありません
- ・このような不審な訪問者があった場合、絶対に被保険者証を渡さないようにしてください

▼後期高齢者医療保険料の納入通知書を発送します

平成21年度の納入通知書を7月15日(水)に郵送します。内容を確認のうえ、納期内に納付をお願いします。

また、保険料を特別徴収(年金天引き)で納める方については、平成21年度特別徴収開始通知書を7月31日(金)に郵送します。(特別徴収は、申し出により中止し、口座振替へ変更することができます)

※7~9月は納付書払(または口座振替払)で10月から年金天引きへ切り替わる方については、両方の通知書が郵送されることとなります

なお、個人情報保護のため、電話によるお問い合わせについては回答できない場合がありますのでご承知おきください。

▼平成21年度後期高齢者医療保険料の決まり方

年保険料額=均等割額(37,800円)+所得割額(賦課のもととなる所得金額×7.14%)

※賦課のもととなる所得金額…総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が基準額を超えない場合、軽減されます。

<軽減基準>

軽減割合	基準額
9割軽減 (平成21年度から)	33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員がその他各種所得がなく年金収入80万円以下
8.5割軽減 (注)	33万円
5割軽減	33万円+24万5千円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数

(注)本来7割軽減ですが、平成21年度のみ、7割軽減の方は一律8.5割軽減となります

【所得割額の軽減】

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

平成21年度は特例として、均等割額が9割軽減されます。

▼詳しくは、次のところへ

長寿医療制度の資格・給付・保険料計算について

いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021 内線1165

長寿医療制度の口座振替・納付について

いきいき高齢課保険料係 ☎(20)3021 内線1168

